

離婚届の記載例

(1) 氏名・生年月日

戸籍謄本または戸籍全部事項証明書に記載されている氏・名で書いてください。
住所
住民票のあるところを書いてください。

(2) 本籍

本籍の表示は、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書に記載されているとおりに書いてください。
※当事者が外国人のときは、本籍欄に国籍を書いてください。(例「国籍〇〇」)
※筆頭者氏名は、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書のはじめに記載されている方の氏名を書いてください。
※父母との続柄は、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書に記載されているとおりに書いてください。
※養子縁組をされている方は、養父母の氏名を書いてください。

(3) 離婚の種別

協議離婚・和解・調停・請求の認諾・審判・判決のいずれかの□に✓をつけてください。
※調停・和解の場合は成立年月日、請求の認諾の場合は認諾年月日、審判・裁判の場合は確定年月日を書いてください。
※協議離婚以外の場合は、裁判所発行の書類が必要です。

(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍

婚姻により氏を改めたものは、原則として旧姓に復することとなります。ただし、希望により離婚の際(婚姻中)に称していた氏を引き続き称することもできます。
① 旧姓に復して元の戸籍にもどる場合
現在も元の戸籍がある場合に限ります。元の戸籍が除籍になっている場合は新しい戸籍をつくることになります。
② 旧姓に復して新しい戸籍をつくる場合
希望する本籍を書いてください。
③ 離婚の際(婚姻中)に称していた氏を引き続き称する場合
この欄には何も書かないでください。別途「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2)」を記載のうえ提出する必要があります。
※この届は離婚の日から3か月以内に限られます。この届をされたあと旧姓に戻ることを希望されるときは、家庭裁判所の「氏の変更許可」が必要となります。

	婚姻により氏を改めた方	記載例
①	夫	☒ 夫 は ☒ もとの戸籍にもどる ☐ 妻 ☐ は ☐ 新しい戸籍をつくる
	妻	☐ 夫 は ☒ もとの戸籍にもどる ☒ 妻 ☐ は ☐ 新しい戸籍をつくる
②	夫	☒ 夫 は ☐ もとの戸籍にもどる ☐ 妻 ☒ は ☒ 新しい戸籍をつくる
	妻	☐ 夫 は ☐ もとの戸籍にもどる ☒ 妻 ☒ は ☒ 新しい戸籍をつくる

証人

証人になる方は、成年に達している人で、この離婚の事実を知っている人であればどなたでもなれます。(2人必要です。)
※生年月日・住所・本籍も届出人と同様、省略せず書いてください。

証人署名

各自署名をしてください。押印は任意です。※証人は協議離婚の時のみ必要

離婚届

令和〇年〇月〇日届出

広島市〇区長(届出先)

受理令和年月日第〇号

書類調査戸籍記載記載調査票附票住民票通知

(フリガナ)夫氏妻氏

(1)氏名氏名

生年月日生年月日

住所住所

(住民登録をしているところ)

番地番地

4番21-101号9番38-202号

(2)本籍本籍

(外国人のときは国籍だけを書いてください)

事頭者の氏名事頭者の氏名

父母及び養父母の氏名父母との続き柄

夫の父母

続き柄長男

妻の父母

続き柄長女

(3)離婚の種別

(4)婚姻前の氏にもどる者の本籍

夫が親権を行う子妻が親権を行う子

(5)未成年の子の氏名

(6)同居の期間

(7)別居する前の住所

(8)別居する前の世帯のおもな仕事

(9)夫妻の職業

(10)その他

届出人署名(※押印は任意)

夫氏妻氏

印印

記入の注意

太線わく内は書かないでください。鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
広島市の各区役所・出張所へ届け出るときは、1通出してください。広島市以外に届け出るときは、届書の通数について、その市町村に事前にお確かめください。

そのほかに必要なもの
調停離婚のとき→調停調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき→和解調書の謄本
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本

証人(協議離婚のときだけ必要です)	
署名(※押印は任意)	印
生年月日	印
住所	住所
本籍	本籍

□には、あてはまるものに□のようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届出書を提出する必要があります。)

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
□面会交流について取決めをしている。
□まだ決めていない。
【面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。】

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
□養育費の分担について取決めをしている。
□取決めの方法：(□公正証書 □それ以外)
□まだ決めていない。
【養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。】

このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

法務省 離婚

法務省作成のパフレット

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の負担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374【公式ホームページ】https://www.houterasu.jp

各自署名してください。
○届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

届出人署名

各自署名をしてください。
押印は任意です。

(5) 未成年の子の氏名

未成年の子がいるときは、親権者となる夫または妻の欄に氏名をフルネームで記入してください。

※どちらが親権者になられても子の戸籍に変動はありません。

※子を離婚後の母(又は父)の戸籍に入籍させるには、家庭裁判所の「子の氏の変更許可の申出」をして許可を得たのち「許可の審判書」を添付して「入籍届」をしてください。

連絡先

※平日午前8時30分から午後5時15分の間で連絡の取れる電話番号を書いてください。

証人は二人必要です。

夫の連絡先
(昼間連絡のとれるところ)
□自宅 □携帯 □勤務先
(〇〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇

妻の連絡先
(昼間連絡のとれるところ)
□自宅 □携帯 □勤務先
(〇〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇